

第二百八回国 参議院 憲法審査会 會議録 第七号

令和四年六月十五日(水曜日)

午前九時四十分開会

委員の異動

六月八日

辞任

石垣のりこ君

石川 大我君

岸 真紀子君

塩田 博昭君

新妻 秀規君

宮崎 勝君

小林 正夫君

芳賀 道也君

補欠選任

杉尾 秀哉君

白 眞勲君

有田 芳生君

伊藤 孝江君

山本 香苗君

矢倉 克夫君

川合 孝典君

矢田わか子君

六月九日

辞任

藤川 政人君

補欠選任

佐藤 正久君

出席者は左のとおり。

会長

中川 雅治君

幹事

有村 治子君

石井 準一君

西田 昌司君

熊谷 裕人君

小西 洋之君

西田 実仁君

足立 信也君

柴田 巧君

山添 拓君

委員

青山 繁晴君

衛藤 晟一君

岡田 広君

片山さつき君

事務局側

憲法審査会事務局長

岡崎 慎吾君

本日の会議に付した案件

○改憲発議に反対することに關する請願(第一号 外三二件)

○憲法改悪を許さないことに關する請願(第二九八号外五八件)

○立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに關する請願(第七三七号外一件)

○改憲をやめ、憲法を守りいかすことに關する請願(第九六三三号)

○憲法を暮らしにいかし改憲をさせないことに關する請願(第一七〇五号外一件)

○日本国憲法を守り、いかすことに關する請願(第二七三三五号)

○会長(中川雅治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

これより請願の審査を行います。第一号改憲発議に反対することに關する請願外九十七件を議題といたします。

本審査会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧のとおりでございます。これらの請願につきましては、幹事会において協議の結果、いずれも保留とすることになりました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(中川雅治君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○会長(中川雅治君) この際、一言申し上げます。昨年十月に本審査会の会長に選任されて以来、幹事の皆様を始め委員各位の御協力をいただき、会長の職責を全うすることができました。この場をお借りして、改めて皆様に深く感謝申し上げます。

す。私自身は、七月二十五日の任期満了をもちまして議員を引退いたしますが、同じくこれを機に御勇退される方々におかれましては御健康に留意して御活躍されますように、また、選挙に臨まれる方々におかれましては御健闘されますように、それぞれ心よりお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十一分散会

六月八日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪を許さないことに關する請願(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)(第一七八七号)(第一七八八号)(第一七八九号)(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一七九二号)(第一七九三号)(第一七九四号)(第一七九五号)(第一七九六号)

一、改憲発議に反対することに關する請願(第二〇八〇号)

一、憲法改悪を許さないことに關する請願(第二〇八一号)

一、憲法を暮らしにいかし改憲をさせないことに關する請願(第二〇八二号)

一、憲法改悪を許さないことに關する請願(第二〇八三号)(第二〇八四号)

第一七八四号 令和四年五月二十七日受理

憲法改悪を許さないことに關する請願

請願者 大阪市 島和雄 外四百十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七八五号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願
請願者 大阪府松原市 川口実 外四百五

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七八六号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 寄川桂子 外四百五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七八七号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 原口幸子 外四百五名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七八八号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 仲里弘 外四百五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七八九号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 松浦実希 外四百五名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九〇号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 金城康雄 外四百五名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九一号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 石井一美 外四百五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九二号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 山下真理子 外四百五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九三号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 大浦常吉 外四百五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九四号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪府岸和田市 藤本磯子 外四

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九五号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 八木鈴子 外四百五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一七九六号 令和四年五月二十七日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 大阪市 西正敏明 外四百五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二〇八〇号 令和四年六月一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 さいたま市 和田四郎 外四百四

十三名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇八一号 令和四年六月一日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 埼玉県深谷市 柴岡祐真 外一万

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二〇八二号 令和四年六月一日受理
憲法を暮らしかし改憲をさせないことに関する請願

請願者 さいたま市 竹内まゆみ 外七十

七名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第一七〇五号と同じである。

第二〇八三号 令和四年六月一日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 横浜市 大幡洋子 外百二十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二二四三号 令和四年六月二日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 愛知県豊田市 寺田勝美 外二百

名

紹介議員 田島麻衣子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

六月九日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪を許さないことに関する請願(第

二四七〇号)(第二四七一号)(第二四七二号)

(第二五七六号)(第二五七七号)

第二四七〇号 令和四年六月三日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 京都市 藤井眞 外九千六百六十

三名
紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二四七一号 令和四年六月三日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 名古屋市 板津慶幸 外二百名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二四七二号 令和四年六月三日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 さいたま市 加瀬茂明 外五千七

百四名

紹介議員 伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二五七六号 令和四年六月六日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 名古屋市 森田久枝 外百九十六

名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第二五七七号 令和四年六月六日受理
憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 茨城県石岡市 大塚幸一 外五十

九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

六月十三日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法を守り、いかすことに関する請

願(第二七三五号)

一、改憲発議に反対することに関する請願(第

二八〇七号)

一、憲法改悪を許さないことに関する請願(第

二八〇七号)

一、憲法改悪を許さないことに関する請願(第

二八〇七号)

二八〇八号)

第二七三五号 令和四年六月七日受理

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都江東区 小林悦子 外百十

四名

紹介議員 大門実紀史君

安倍晋三元首相は、二〇一七年五月三日に二〇二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、元首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用されてきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する国づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民主権、平和主義、個人の尊厳という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしにいかすこと。

第二八〇七号 令和四年六月八日受理

改憲発議に反対することに関する請願

請願者 東京都墨田区 神野富也 外四百

三十八名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二八〇八号 令和四年六月八日受理

憲法改悪を許さないことに関する請願

請願者 東京都清瀬市 堀田知子 外四千

九百九十五名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。